

事業評価票（執行体制の見直しを伴う事業）

1	固定資産税等に係る家屋評価事務	所管部署	主税局資産税部	27年度予算額	- 千円	
事業概要	・固定資産税等の課税の基礎となる評価額を決定するため、各都税事務所において家屋評価事務を行っている。このうち新築等家屋については、見積書や竣工図等を基礎として、使用資材や設備の施工量についての調査（施工量調査）を行い、現地調査などを経て評価額を決定している。					
成果・課題等	・固定資産税等についての納税者の理解と信頼を高め、説明責任を確実に果たしていくため、適正かつ公平な精度の高い評価を行うとともに、効率的かつ効果的な事務執行体制を構築する必要がある。					
見積概要 (局評価)	・延床面積5,000㎡以上の新築家屋のうち一部に係る評価事務を各都税事務所から本庁へ集約化した上で、そのうち一部の業務を委託する。 ・専門性を有するが定型的業務である施工量調査を委託することにより、職員が専門性の高い税務事務に専念できる効率的かつ効果的な事務執行体制を実現する。	拡大 充実	見直し 再構築	移管 終了	その他	
28年度見積額		46,420 千円				
(定数見直し効果)		(△55,797) 千円				
人事部評価	・家屋評価業務における執行体制見直しについては、職員が各都税事務所で行っていた家屋評価業務の一部を本庁に集約したうえで、施工量調査業務を委託化することにより、局全体として効率的な執行体制の構築が図られることから妥当である。					
執行体制の見直し		職員定数				新たな体制
△7人		委託化				
財務局評価	・家屋評価業務の一部を本庁に集約するとともに、定型的業務を委託することで、効率的かつ効果的な執行体制の構築につながる。 ・また、常勤職員の定数見直しによる人件費削減効果も、委託化によるコスト増を上回っているため妥当である。	拡大 充実	見直し 再構築	移管 終了	その他	
28年度予算額		42,809 千円				
(定数見直し効果)		(△55,797) 千円				
2	多摩総合精神保健福祉センターにおける短期宿泊事業	所管部署	福祉保健局多摩総合精神保健福祉センター	27年度予算額	205,441 千円	
事業概要	・精神障害者が地域で生活する上で困難な問題が生じた場合に、当該精神障害者を短期的に施設に宿泊させ、支援計画等により速やかに地域で安定した生活ができるように支援することを目的に、アウトリーチ支援事業と連携した短期宿泊事業を実施している。					
成果・課題等	・中部総合精神保健福祉センター及び多摩総合精神保健福祉センターにおいて行っている短期宿泊事業について、支援対象者が定員を超える日がある一方で空室の目立つ日もあるなど1日当たり利用者数の変動が大きいことから、より効率的な運営が求められている。					
見積概要 (局評価)	・多摩総合精神保健福祉センターの短期宿泊事業を中部総合精神保健福祉センターに統合し、中部総合精神保健福祉センターの短期宿泊事業規模を現行の10室から20室に拡大し、対象地区を都全域とする。 ・多摩総合精神保健福祉センターの短期宿泊事業を中部総合精神保健福祉センターに集約することで、一日当たりの最大利用規模は変更することなく、効率的な運営を実現する。	拡大 充実	見直し 再構築	移管 終了	その他	
28年度見積額		176,487 千円				
(定数見直し効果)		(△71,739) 千円				
人事部評価	・現在は2か所で行っている短期宿泊事業を利用実績等を踏まえて1か所に集約し、最大利用規模を変更することなく効率的な執行体制に見直すものであり、妥当な取組である。					
執行体制の見直し		職員定数				新たな体制
△9人		再編				
財務局評価	・集約化による人件費の削減効果に加え、建物維持管理費などの削減が図られており、妥当な取組である。 ・今後も受入実績を踏まえ、事業の効率化を検討していく必要がある。	拡大 充実	見直し 再構築	移管 終了	その他	
28年度予算額		176,487 千円				
(定数見直し効果)		(△71,739) 千円				